

平成25年度 市職員を募集します

市は、平成25年度（平成26年4月1日以降採用）の八幡市職員採用試験を実施します。
市民本位で考え、温かき有能な人を求めます。
市民のために力を尽くしてみませんか。

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職A (一般事務)	13人	(1)昭和61年4月2日以降に生まれた人 (2)学歴は問いませんが、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
事務職B (司書)	1人	(1)昭和61年4月2日以降に生まれた人 (2)図書館司書資格を有する人または平成26年3月31日までに取得見込みの人 注意：司書教諭(いわゆる学校図書館司書資格)は該当しません
事務職C (情報処理技術者)	1人	(1)昭和61年4月2日以降に生まれた人 (2)情報処理技術者試験(「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が認定する国家試験で平成20年度以前に実施されていた情報処理技術者試験を含む)に合格している人 ※該当する試験につきましては、募集要項をご覧ください。
技師 (土木)	5人	(1)昭和49年4月2日以降に生まれた人 (2)2級土木施工管理技士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業または平成26年3月31日までに卒業見込みの人
技師 (建築)		(1)昭和49年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人または学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業または平成26年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	2人	(1)昭和49年4月2日以降に生まれた人 (2)保健師免許を有する人または平成25年度の国家試験で取得見込みの人

(注) 上記の免許・資格を指定の期日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合、その他、受験資格を満たしていない場合は試験に合格されても採用することはできません。

2 採用予定日

平成26年4月1日以降

3 試験の日時および場所

区分	日時	場所
第1次試験 事務職A・B・C 技師(土木・建築) 保健師	9月22日(日) 午前9時30分～午後1時(予定) 午前9時30分～午後3時(予定)	市文化センター (八幡高畑5-3)
第2次試験 全職種	10月26日(土) 詳細は第1次試験合格者に郵送で通知します。	
第3次試験 全職種	11月17日(日) 詳細は第2次試験合格者に郵送で通知します。	

(注) 第1次試験日は、試験開始時間の10分前までに会場にお越しください。

4 受験申込書

職員採用試験募集要項および受験申込書は、7月1日(月)から人事課、八幡人権・交流センター、有都交流センター、生活情報センター、公民館で配布。
また、市ホームページからもダウンロードできます。

5 受付期間・場所

8月1日(木)～14日(水) 市役所2階人事課
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土、日は除く)
※試験内容等、詳細につきましては、職員採用試験募集要項をご覧ください。

◆ 問い合わせ 人事課

福祉医療 8月からの新受給者証を送付

老人医療(満65歳以上70歳未満)、母子・父子家庭、重度障がい者(児)が、使用している福祉医療費受給者証の有効期限は7月31日です。引き続き該当する人へは、市から7月末までに新しい受給者証を郵送します。

8月以降、医療機関での受診時には、新しい受給者証を使用してください。重度心身障害老人健康管理事業のシールについても引き続き該当する人へ郵送します。

なお、福祉医療、重度心身障害老人健康管理事業について、所得制限などにより平成24年度は非該当となった人で、所得の減少などにより今年の8月以降に該当することになった人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

福祉医療等の各制度は、所得制限額(表)以下の人、および医療制度ごとに定められた条件を満たす人が該当します。

※8月から、母子・父子家庭医療の名称を、ひとり親家庭医療に変更します。また、所得制限額も、平成25年度児童扶養手当の扶養義務者等の所得制限額に変更します。

▽申請に必要なもの 健康保険証、印かん、ひとり親(旧母子・父子)家庭は戸籍とう本、重度障がい者(児)または重度心身障害老人健康管理事業対象者は身体障害者手帳か療育手帳

◆問い合わせ 国保医療課

区分	扶養人数					以降1人につき
	0人	1人	2人	3人		
老人医療(申請者本人)	1,595千円	1,975千円	2,355千円	2,735千円	380千円加算	
ひとり親家庭医療(同居の扶養義務者を含む)	2,360千円	2,740千円	3,120千円	3,500千円	380千円加算	
障害者医療・重度心身障害老人健康管理事業	3,604千円	3,984千円	4,364千円	4,744千円	380千円加算	
配偶者・扶養義務者(母子・父子家庭医療を除く各制度)	6,287千円	6,536千円	6,749千円	6,962千円	213千円加算	

※上記の額は、平成24年度中の所得から本人控除(障害者控除など)や社会保険料控除を差し引いた額です。

折り鶴は、8月2日まで市役所で展示した後、市内中学生らの平和大使により8月6日、広島平和記念公園の「原爆の子の像」にさげられます。
※折り紙、回収カゴ設置場所 市役所、八幡人権・交流センター、有都交流センター、公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター、市民図書館ほか
◆問い合わせ 人権啓発課 (☎981・3127)

市内公共施設に10枚角の大きさの折り紙と回収カゴを用意しました。折ると「届け！私たちの平和の願い」「世界中が平和でありますように」の文字が翼になるようになっています。この折り紙以外で折られた鶴も回収カゴに入れてください。



「平和の折鶴」を募集
7月1日～26日
市とピース
八幡(八幡市
非核平和都市
推進協議会)

住宅の耐震改修工事で 固定資産税額の 2分の1相当額を減額

住宅の耐震改修工事を実施した場合、当該家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。
【減額される要件】
▽昭和57年1月1日以前から存在する住宅(賃貸住宅を除く)であること。
▽平成22年1月1日から平成27年12月31日までに、現
行の耐震基準に適合する改修工事を完了していること。
▽「耐震改修工事」の費用の合計が50万円を超えるもの(平成25年3月31日までの工事契約の場合(契約書の写しの提出)は30万円以上)であること。
【減額の期間】
改修工事が完了した翌年度から次のとおり減額されます。
・平成25年1月1日から平成27年12月31日までに改修工事が完了した1年間
・通行障害既存耐震不適合建築物に該当する家屋の改修工事が完了した2年間
【減額する額】
改修した家屋の固定資産税額(120㎡相当分までに限る)の2分の1
【手続き】
改修工事が完了後3カ月以内、地方公共団体・建築士事務所に登録する建築士指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが発行した証明書と耐震改修工事の工事内容が記載された明細書・領収書(写し)を添付し申請してください。

◆問い合わせ 課税課